

2018年8月3日

お客様、ご利用者様ならびにご関係の皆様

エス・イー・シーエレベーター株式会社

弊社製エレベーターの戸開走行保護装置(UCMP)大臣認定不適合について
—お詫びとご報告—

謹啓

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社が販売、納入したエレベーターにおいて、戸開走行保護装置(UCMP)の大臣認定仕様にに対し84台の不適合が判明いたしました。大臣認定との不適合とは、認定時の仕様と製品としての仕様に不一致の事項があるものです。

お客様、ご利用者様ならびにご関係の皆様には、ご迷惑と心配をお掛けすること、深くお詫び申し上げます。

弊社では、大臣認定不適合の判明を国土交通省に報告した上で、同省の指示に従い原因究明と調査の経過を同省に報告してまいりました。

本件について、指定性能評価機関にご確認いただいたところ、安全性に問題はないとの見解をいただいております。お客様の使用上、安全性は確保されておりますが、今後、大臣認定に適合した状態となるよう是正してまいります。

なお、是正措置方法については、納入済み製品の設計内容で早急に大臣認定を取得し、所有者様・管理者様へ報告・ご了承いただいた上で新規に取得した大臣認定に変更を行なう方法で進めております。是正措置については、国土交通省および特定行政庁からのご指導に基づき、お客様へのご説明ご相談をさせていただき、ご意向を踏まえつつ速やかに対応を行う所存でございます。

なお、この度判明した事象について、本日(8月3日)に国土交通省から報道発表が行われています。お客様、ご利用者様ならびにご関係の皆様には、ご心配をお掛けし、重ねてお詫び申し上げます。

謹白

1. 判明した不適合について

① かが自重の不適合

【不適合の内容】

- ・戸開走行保護装置（UCMP）設置には、エレベーターの構造・仕様に関して国土交通大臣の認定（以下 大臣認定）が義務付けられています。弊社が販売、納入したエレベーターに関して大臣認定を取得した構造・仕様の中で、「かが自重」について大臣認定を取得した「かが自重」と異なっていたことによる不適合です。

※かが自重：人が乗るための箱状の構造物である「かが」の総重量

【安全性について】

- ・戸開走行保護装置（UCMP）の大臣認定にあたり安全マージンを大きくとっている為、本来の巻上機の機能、強度にはなんら問題なく、大臣認定に関するエレベーターの構造・仕様の評価を行う指定性能評価機関に、ご確認いただいたところ安全性に問題はないとの見解をいただいております。

② 積載重量の不適合

【不適合の内容】

- ・戸開走行保護装置（UCMP）設置には、エレベーターの構造・仕様に関して国土交通大臣の認定（以下 大臣認定）が義務付けられています。弊社が販売、納入したエレベーターに関して大臣認定を取得した構造・仕様の中で、「積載重量」について大臣認定を取得した「積載重量」と異なっていたことによる不適合です。

【安全性について】

- ・戸開走行保護装置（UCMP）の大臣認定にあたり安全マージンを大きくとっている為、本来の巻上機の機能、強度には問題なく、大臣認定に関するエレベーターの構造・仕様の評価を行う指定性能評価機関に、ご確認いただいたところ安全性に問題はないとの見解をいただいております。

③ 昇降行程の不適合

【不適合の内容】

- ・戸開走行保護装置（UCMP）設置には、エレベーターの構造・仕様に関して国土交通大臣の認定（以下 大臣認定）が義務付けられています。弊社が販売、納入したエレベーターに関して大臣認定を取得した構造・仕様の中で、「昇降行程」について大臣認定を取得した「昇降行程」と異なっていたことによる不適合です。

※エレベーターの昇降行程：最上階乗場と最下階乗場の床面垂直距離（単位 m）

【安全性について】

- ・大臣認定に関するエレベーターの構造・仕様の評価を行う指定性能評価機関に、ご確認いただいたところ安全性に問題はないとの見解をいただいております。安全性は確保されております。

2. 是正措置について

- ・弊社が販売、納入したエレベーターの構造・仕様の内容で早急に大臣認定を取得し、所有者様・管理者様へ報告・ご了承いただいた上で、新規に取得した大臣認定に変更を行なう方法で進めております。
- ・この措置の場合、納入したエレベーターの改造・改修等は必要ございません。しかしながら現在貼付している大臣認定番号のシールについて、新た取得した大臣認定番号のシールに貼りかえさせて頂くことになります。

3. 戸開走行保護装置（UCMP）における国土交通大臣認定について

- ・建築基準法施工令第129条の10第3項第一号により、平成21（2009）年9月28日以降に着工されたエレベーターは、戸開走行保護装置（UCMP）及びその装置の国土交通大臣認定の取得が義務付けられています。

以上

《問い合わせ先》

エス・イー・シーエレベーター(株)

営業統括部

電話番号 03-5256-1171